

## 二宮町広報板等への掲示に関する取扱い要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町が所有する二宮町広報板（別に定める位置図に所在する広報板とし、以下「広報板」という。）、二宮駅改札口前に所在する二宮町総合広報板（以下「駅広報板」という。）、二宮町役場庁舎内に所在する広報板（以下「役場広報板」という。）及び二宮町ホームページに設置する電子広報板（以下「電子広報板」という。）並びにそれらを補完する情報発信媒体への掲示の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (掲示基準)

第2条 広報板、駅広報板、役場広報板及び電子広報板（以下「広報板等」という。）に掲示できる掲示物は、町政に関するもの又は国及び地方公共団体、若しくはそれらの附属機関等が実施する事業に関するものとする。

2 前項のほか、町民が過半数を占める複数人の集まりが実施するイベント若しくは会員募集又は町内で実施されるイベントであって、次の各号の基準を全て満たすものとする。

- (1) 町民の文化、学術、スポーツ等の振興・発展若しくは地域等の活性化に資することを目的とした活動又はイベント等であること。
- (2) 個人活動や企業等の活動でない、会則等を有する団体の活動に関すること。
- (3) 前号に定める団体の営利を目的とした活動でないこと。ただし、おおよそ 100 人以上の参加者を見込む地域等の活性化に資するイベントとして、町長が特に必要と認めるものはこの限りではない。
- (4) 政治的又は、宗教的な活動でないこと。
- (5) 活動場所、イベント会場などが個人宅でないこと。
- (6) 掲示意图、内容が明確であること。
- (7) 事業の内容が公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがないこと。
- (8) 会員募集については、年度内において初めての掲示であること。

3 前2項の規定にかかわらず、二宮町又は二宮町教育委員会の後援名義を取得して実施するイベント等については、掲示することができるものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める場合は掲示することができるものとする。

### (掲示期間)

第3条 掲示期間は1か月以内とする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

### (掲示物の規格等)

第4条 掲示物の規格は、A4サイズ、かつ、縦向きとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 掲示物の表面には、当該事業の主催団体名及び連絡先を明記しなければならない

い。

(掲示申込み)

第5条 掲示を希望する者(以下「申込者」という。)は、二宮町広報板等掲示申込書(第1号様式)に掲示しようとする掲示物を添えて町長に申し込まなければならない。この場合において、電子情報処理組織の利用による申込みの場合は、掲示開始日前の直前の水曜日までに申し込まなければならない。

2 第2条第2項に規定する基準を満たし、年度内に初めて掲示する申込者又は改めて活動内容を確認する必要がある申込者は、団体等の会則、会員名簿、収支予算書、事業計画書、収支決算書、事業報告書等の書類を提出しなければならない。

(掲示の許可及び不許可)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、第2条に規定する基準により掲示の可否を審査し、二宮町広報板等掲示許可(不許可)決定通知書(第2号様式)により申込者に通知するものとする。この場合において、許可したときは、当該掲示物にその旨を表示するものとする。

(掲示物の掲示及び撤去)

第7条 前条第1項の規定により許可を受けた掲示物の取扱いは、次の各号のとおりとする。

(1) 広報板 申込者自らの負担及び責任で掲示するとともに、当該掲示期間内に撤去しなければならない。

(2) 駅広報板、役場広報板及び電子広報板 町広報担当課において掲示及び撤去するものとする。ただし、掲示及び撤去する日はおおむね週に一回とし、その日時は町広報担当課に委ねるものとする。

2 町長は、前項第1号の規定に違反する者に対しては、それを理由に次回以降の掲示申込みを許可しないことができる。

(掲示の取消し)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲示の申込みを拒否、又はその許可を取消すことができる。

(1) 申込み内容に虚偽があったとき。

(2) 活動にあたって、違法行為が明らかとなったとき。

(掲示許可の特例)

第9条 各地区の地区長(以下「地区長」という。)は、第2条の掲示基準を満たしている掲示物について、第3条の掲示期間を準用し、当該地区内の広報板に限り掲示物の掲示を許可することができる。

2 地区長は、前項の規定により掲示を許可するときは、掲示物に掲示許可完了期日を記載し、地区長が許可した旨の印を押印しなければならない。

3 町長は、第1項の規定により掲示を許可された掲示物が適当でない判断したときは、掲示の許可を取消し、掲示物を撤去することができる。

(情報発信媒体の指定及び情報提供)

第10条 町長は、インターネット環境の更なる普及・充実を見据え、第1条で定める情報発信媒体(以下「ウェブサイト」という。)について、次の基準を全て満た

すことを確認した上で指定することができる。

(1) ウェブサイトの運営目的が地域活性化等であること。

(2) 営利を目的としてないこと。

(3) 主なウェブサイト閲覧者が町民であること。

(4) 町から地域活動や町民活動の補助金等の交付を受けた又はこれから受けようとする個人の町民活動又は団体等の活動であること。

2 町長は、前項の指定をした後に基準を満たさなくなった又は指定にふさわしくないと判断したときは、指定を解除することができる。

3 町長は、第1項の指定を承諾するウェブサイト運営者に対し、申込者の同意を得た上で、電子データ化された掲示物を提供することができる。この場合において、掲示物の電子化は町広報担当課が行い、電子データの提供はインターネットメールによるものとする。

4 ウェブサイト運営者は、前項で提供された掲示物を当該ウェブサイトに掲示及び撤去し、その他の用途に利用してはならない。この場合において、掲示及び撤去の日時は、電子データ提供の際に指定されたとおりにする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前になされた掲示物の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。